

令和3年（2021年）度埼玉県介護支援専門員更新研修 （実務経験者88時間 実施要領）令和2年度特例振替分

1 研修の概要

計88時間（座学（講義）部分はDVDを用いた通信式の研修、演習部分は集合式の研修で10日間）実施します。また、本研修は介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡを兼ねて実施します。（演習第1～6日が専門研修課程Ⅰ、第7～10日が専門研修Ⅱ課程に相当）

2 研修期間

研修は、別表カリキュラムのとおり実施しますので、希望する研修コースを選択してください。ただし、県に登録された住所によって研修日程が異なりますので、受講地域（南部・北部）に応じた申込書を使ってお申し込みください。（別添「区域別図」を参照してください。）
なお、申込の状況により、御希望に添えない場合がありますので、予め御了承ください。

3 研修日程・内容

「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づく研修課程（合計16日間・88時間）。
別表カリキュラムのとおり。

4 研修修了の認定方法

研修の全課程を修了した方を修了者とし、修了者には本会から修了証明書を交付します。また、免除要件により一部を受講し修了した方には、それに応じた修了証明書を交付します。なお、研修事業終了後に本会から埼玉県に修了者名簿を提出します。

5 研修の一部又は全部免除の要件

現在の介護支援専門員証の有効期間満了までの中で、下表の研修受講歴がある場合、更新研修の一部又は全部の受講が免除されます。（前回の更新前の期間に修了した研修は、今回の更新研修の免除の要件となりません。）

研修受講歴は、それぞれの研修の修了証明書等により御自身で御確認ください。なお、御自身の受講された研修が免除の対象になるか不明な場合には、その研修の実施機関に御確認ください。

なお、88時間のうち、受講すべき時間数は前回の更新研修のコース、介護支援専門員としての実務経験の有無等により異なりますので、別紙1の「更新研修のコース選択について」を御確認ください。

過去の研修受講歴	受講免除の内容
有効期間満了日から5年間の中で、 専門研修Ⅰ を修了した方 （受講した都道府県は不問）	更新研修のうち、専門研修Ⅰに相当する課目（56時間・専門Ⅰ）が免除されます。
有効期間満了日から5年間の中で、 専門研修Ⅱ を修了した方 （受講した都道府県は不問）	更新研修のうち、専門研修Ⅱに相当する課目（32時間・専門Ⅱ）が免除されます。
有効期間満了日から5年間の中で、 主任更新研修 を修了した方	更新研修のうち、専門研修Ⅱに相当する課目（32時間・専門Ⅱ）が免除されます。

※表中に示す「専門研修」とは、国の研修実施要綱に基づくものを指します。

※**実務研修や実務従事者基礎研修等、表中に明記のない研修は免除対象となりません。**

※有効期間満了日までの5年間の中で、平成28年4月以前に、専門研修Ⅰに相当する課目（33時間・専門Ⅰ）または専門研修Ⅱに相当する課目（20時間・専門Ⅱ）を修了した場合であっても、免除の要件とみなします。

6 研修費用

(1) 受講料は埼玉県手数料条例に定められた金額です。

なお、下記 (A) 及び (B) のいずれも満たす方については、埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱に基づき、受講料の一部が減免されます。

(A) 現在の介護支援専門員証の登録地が埼玉県の方

(B) 埼玉県内の事業所において、研修申込日時点又は研修申込日の翌日から研修修了日後3か月の間に介護支援専門員として実務に従事している方

※別途、更新・専門研修就業証明書（様式第1号）を御提出ください

88時間（56時間・専門研修Ⅰおよび32時間・専門研修Ⅱ）の全日程を受講する方	上記6の(1)(A)及び(B)のいずれも満たす方	55,000円
	上記6の(1)(A)を満たさない、又は(1)(B)を満たさない方	75,000円
32時間・専門研修Ⅱを受講する方 *専門研修Ⅰに相当する課目（56時間・専門研修Ⅰ）が免除される方	上記6の(1)(A)及び(B)のいずれも満たす方	22,000円
	上記6の(1)(A)を満たさない、又は(1)(B)を満たさない方	32,000円

(2) 支払方法

受講申込後、別途郵送する「受講決定のお知らせ」に同封する払込票にてお振込みください。お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんので御了承ください。

(3) 注意事項

就業証明書を提出されて、受講料が一部免除になった方のうち、自身の都合により研修を修了することができなかった場合は、免除額分を別途お支払いいただくこととなりますので御承知おきください。

7 申込方法

以下の①～④を御用意いただき、**11 申込み・問合せ先まで郵送**でお申込みください。（FAX、メール不可）なお、申込みにあたっては、記入漏れや貼付漏れのないよう御注意ください。

- ① 受講申込書（No.1、No.2両方）
- ② 現在の介護支援専門員証のコピー（受講申込書の所定欄に貼付してください）
- ③ 修了証のコピー
 - ・直近で修了した研修の修了証（申込者全員）
 - ・本県並びに他県で前回更新研修修了後、前倒しで受講した専門Ⅰ・Ⅱ研修の修了証（該当者のみ）
- ④ 更新・専門研修就業証明書（様式第1号）

※前項6(1)の要件を満たす方で、受講料の減免を希望される方は御提出ください。

要件を満たさない方については、提出していただく必要はございません。

※申込み後から、研修修了後3か月以内の間に介護支援専門員として就業した場合、「更新・専門研修就業証明書」（様式第1号）を提出いただきますと、お支払いいただいた受講料から減免される額を返金いたします。

(1) 申込期限

令和3年5月31日(月)必着

(2) 研修日程の選択

- ・専門Ⅰ・Ⅱ課程(88時間)または専門Ⅱ課程(32時間)において、希望する日程番号を希望欄に御記入ください。
- ・専門Ⅰ課程(56時間)及び専門Ⅱ課程(32時間)の座学(講義)部分はDVD教材による通信形式の研修となります。
- ・専門Ⅰ課程(56時間)の演習部分は第1～6日目、及び専門Ⅱ課程(32時間)の演習部分は第7～10日目で、集合形式の研修となります。

(3) 事例の提出について **※専門Ⅱ課程受講希望者のみ**

更新研修・専門研修Ⅱの「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」の7課目では、各自の実践の振り返りを行うことを目的として、**事例の提出が必須**となっております。ついては、「更新・専門研修Ⅱ 事例の提出について」を参照し**令和3年8月24日(火)**までに事例の提出をお願いいたします。

作成に必要な様式については、受講決定通知と併せて送付いたします。また、本会ホームページからダウンロードすることも可能です。

なお、**期日までに事例提出がない場合は、専門Ⅱ課程を受講することができませんのでご了承ください。**

8 受講決定

受講申込をされた方には、郵送(令和3年7月23日(金)発送予定)により受講決定のお知らせをします。**令和3年7月27日(火)**を過ぎても受講決定のお知らせが届かない方は、

11 申込み・問合せ先まで御連絡ください。

9 留意事項

(1) 受講申込みにあたっては、不備がないよう提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に残してください。御自身の実務経験と異なるコースの研修を修了しても更新要件を満たすことにはなりません。


(2) 研修中は、携帯電話・研修実施機関の許可を得ていないパソコンやイヤホンの使用など、研修内容と関係のない行為は御遠慮いただきます。研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取り止めていただく場合があります。

(3) 欠席・遅刻・早退は原則認められません。講義途中での退出が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます。

10 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、研修日程が変更・中止になる可能性がございます。本協会ホームページにて最新情報を随時御確認ください。(状況に合わせて更新します)

(2) 住所や氏名などの登録事項に変更がある場合は、手続きが必要になりますので、埼玉県高齢者福祉課(048-830-3232)へ連絡をお願いします。

介護支援専門員証	
 見本	登録番号 11111111
	氏名 埼玉 コバト
	生年月日 平成XX年XX月XX日
	住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
	登録年月日 平成XX年XX月XX日
	交付年月日 平成XX年XX月XX日
	有効期間満了日 平成XX年XX月XX日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 埼玉県知事 ○ ○ ○ ○	

介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名及び住所です。婚姻・転居等で変わっている場合は県高齢者福祉課へ手続きください。

交付年月日:現在の介護支援専門員証の交付年月日 ※必ずしも更新年月日と同じとは限りません。

有効期間満了日:現在の介護支援専門員証の有効期間が満了する年月日

注:介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日から交付する介護支援専門員証から住所の表示がなくなりました。令和元年(2019年)5月交付分から、年表記が「元号+西暦」になっています。

1.1 申込み・問合せ先

埼玉県介護支援専門員協会 介護支援専門員更新研修局

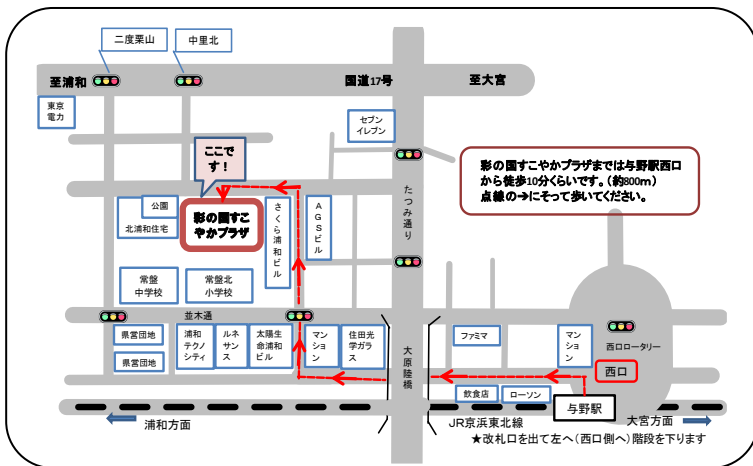
(住所) 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8
ほまれ会館2階

(電話) 048-767-6207

※お問合せは、平日の9時から17時の間にお願いします。

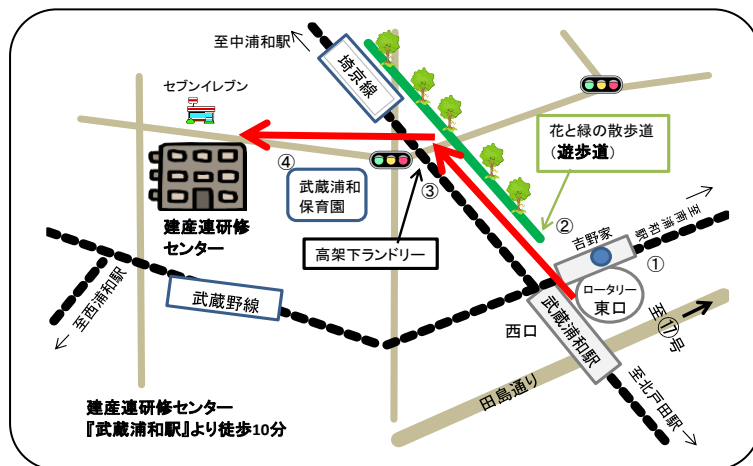
※電話番号をお間違えのないようお気を付けてください。

《会場案内》



【彩の国すこやかプラザ】
さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

JR京浜東北線与野駅(西口)
下車徒歩約10分



【埼玉建産連研修センター】
さいたま市南区鹿手袋4-1-7
JR武蔵野線・埼京線 武蔵浦和駅
下車徒歩約10分

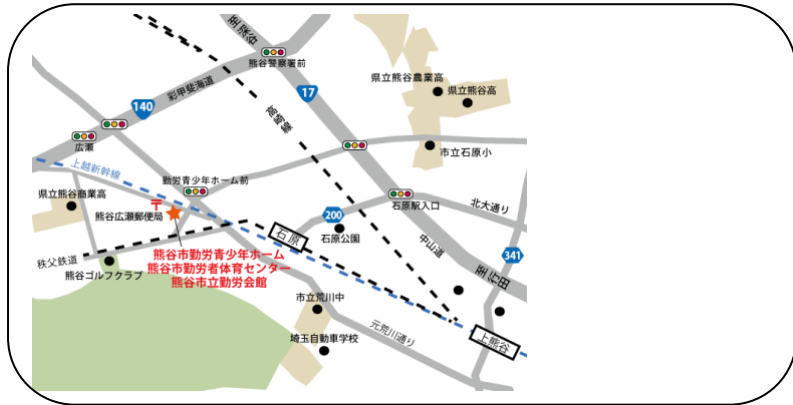
東口にある「花と緑の散歩道(遊歩道)」を進み、高架下にコインランドリーがあるので、左折してください。

※会場にエレベータはありません。



【ときわ会館】

さいたま市浦和区常盤6-4-21
JR浦和駅西口下車 徒歩約16分
JR北浦和駅西口下車 徒歩約15分



【熊谷市立勤労福祉センター】

熊谷市石原1407番地1
秩父鉄道石原駅出口下車 徒歩約10分

《注意点》

- 日程により会場が異なります。
- 各会場とも公共交通機関を御利用ください。
- 演習日の受付は9：00頃を予定しております。
- 演習日の研修時間は9：30から16：30を予定しております。
- 会場・研修時間等は予定ですので変更になることがあります。
- 変更は本会のホームページ上でお知らせいたします。

*宛先として切り取ってご利用ください。

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町2-13-8
ほまれ会館 3F

一般社団法人
埼玉県介護支援専門員協会
介護支援専門員更新研修担当 宛

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町2-13-8
ほまれ会館 3F

一般社団法人
埼玉県介護支援専門員協会
介護支援専門員更新研修担当 宛